



平成 25 年 3 月 22 日

各 位

東京都港区虎ノ門四丁目2番3号
トーセイ株式会社
代表取締役社長 山口 誠一郎
(コード番号 8923 東証第一部)
問い合わせ先 取締役 平野 昇
(TEL. 03 - 3435 - 2864)

シンガポール証券取引所へのイントロダクション方式による セカンダリー上場の上場承認に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 2 月 22 日付「シンガポール証券取引所へのセカンダリー上場及び海外募集による新株式発行に関するお知らせ」及び平成 25 年 3 月 13 日付「海外募集による新株式発行の中止及びシンガポール証券取引所へのイントロダクション方式によるセカンダリー上場に関するお知らせ」のとおり、シンガポール証券取引所（The Singapore Exchange Securities Trading Limited。以下「SGX」といいます。）への当社普通株式のイントロダクション方式によるセカンダリー上場（以下「本件上場」といいます。）に向けて準備を行っております。なお、イントロダクション方式による上場とは、上場に際して新株式の発行等が行われない方式による上場であります。

かかる本件上場につきまして、平成 25 年 3 月 21 日付で、SGX より、当社普通株式の SGX メインボードへのイントロダクション方式による上場に関する承認（以下「本件上場承認」といいます。）を取得いたしましたので、お知らせいたします。

なお、上場予定日は平成 25 年 3 月 27 日とされております。

また、当社は、上場後の適切な時期に、シンガポール域内等において当社普通株式の募集を行うことについて、SGX に対して表明をしております。かかる当社普通株式の募集は、SGX の上場規程に従い、上場日から 3 ヶ月後の日以降において実施することができるものとされており、日本法及びシンガポール法上必要な承認等が得られること、届出等が実施されること及び、市場環境その他の諸事情が整っていることを条件として、上場日から 15 ヶ月以内に実施することを目途としております。但し、現時点において、かかる当社普通株式の募集に

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の普通株式のイントロダクション方式による上場に関して一般に公表することのみを目的とするものであり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。なお、上述の証券については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国におけるいかなる証券の販売の勧誘を構成するものでもありません。上述の証券は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。仮に、米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当社より入手することができます。これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。また、この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の状況等は、他社との競争環境、国内の消費税制、当社の収益に係る事業が行われている地域、為替動向その他のリスク要因により、この文書に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

関して具体的に決定された事項はありません。

本件上場に関する詳細につきましては、当社ホームページに掲載しております「シンガポール証券取引所上場に関する Q&A」をご覧ください。

(http://www.toseicorp.co.jp/newsrelease/pdf/130322singaporelisting_qa.pdf)

以 上

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の普通株式のイントロダクション方式による上場に関して一般に公表することのみを目的とするものであり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。なお、上述の証券については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国におけるいかなる証券の販売の勧誘を構成するものでもありません。上述の証券は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。仮に、米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当社より入手することができます。これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。また、この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の状況等は、他社との競争環境、国内の消費税制、当社の収益に係る事業が行われている地域、為替動向その他のリスク要因により、この文書に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。